

## (9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和4年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

倉吉市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金237,800円を支払うものとする  
こと。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和4年3月25日

#### (2) 事故発生場所

東伯郡北栄町国坂地内

#### (3) 事故の状況

一般県道羽合東伯線に設置している自転車駐車場の屋根の一部が、強風により飛散し、和解の相手方が当該県道に隣接する駐車場内に駐車していた小型乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。